

「くまもと農業・最適化推進運動」の取組み

農委会名： 熊本市農業委員会

1 地域の概要

熊本市は、清らかな地下水をはじめ豊かな自然環境に恵まれ、各地域で多様な農水産業が営まれており、農業産出額は全国市町村第11位、政令指定都市第3位となっている。

また本市は、全国屈指の園芸産地であるとともに、畜産業や有明海沿岸におけるノリ養殖業等も盛んに営まれており、生産された農水産物は全国各地に出荷されており、これらの豊かな農水産物を活用した加工品・菓子・酒類も、本市の重要な特産品である。

2 農業委員会の体制（令和6年3月末現在）

- (1) 農業委員数 24人（うち、認定15人、女性1人）
- (2) 推進委員数 48人（うち、認定28人、女性0人）
- (3) 事務局体制 29人（専任）

3 掲げた目標

- (1) 令和5年度の農地集積目標（累計）：6, 327ha 集積率：58.04%
- (2) 遊休農地（緑区分）の解消目標：11ha
- (3) 新規参入者への貸付け等目標面積：33.3ha
- (4) 最適化活動目標日数（委員1名あたり）10日/月
- (5) 令和5年度内の地域計画策定（モデル地区5地区）に係る目標地図作成

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

- (1) 農地の集積については、最適化活動の目標である令和11年度末までに集積率80%を目標に向けて取り組む。
- (2) 遊休農地解消については、緑区分の遊休農地は減少しているが、再生困難な農地は依然として増加傾向にあるため、地域の事情に合わせた取り組みを行い、併せて非農地化も進める。
- (3) 下限面積要件の撤廃等により、新規参入者は増加傾向にあるため、新規就農相談会参加や新規就農者への営農指導などにも積極的に取り組む。
- (4) 農業委員、最適化推進委員へ最適化活動の意義や目標設定、活動記録簿への記載について周知を図り、農業委員会活動の見える化を進めながら、目標達成に向けて取り組む。
- (5) 地域計画策定については、策定済の「人・農地プラン」を基に、令和5年度当初に設定した先行モデル5地区において、農業委員会の役割である目標地図の作成と協議の場である地域での話し合いに農業委員、最適化推進委員、事務局職員が参加し、本市農政部局と連携して、令和5年度末の策定に向けて取り組んだ。

【地元協議の様子】



5 取組みの成果

- (1) 令和5年度の農地集積実績（累計）：6, 504ha 集積率：60%
- (2) 遊休農地（緑区分）の解消実績：8ha
- (3) 新規参入者への貸付け等実積：33経営体 13. 88ha
- (4) 最適化活動実績日数（委員1名あたり）12日/月
- (5) 令和6年3月末に先行モデル5地区地域計画策定終了

（参考）モデル地区（5地区）の地域計画策定時の概要

- ・白浜新地地区 地域計画区域内面積：61.4ha 集積率88.3%
　　担い手：20経営体
- ・秋津地区 地域計画区域内面積：156.6ha 集積率58.3%
　　担い手：20経営体
- ・宇土開地区 地域計画区域内面積：57.4ha 集積率82.91%
　　担い手：74経営体
- ・豊田地区 地域計画区域内面積：449.0ha 集積率34.8%
　　担い手：67経営体
- ・大井地区 地域計画区域内面積：22.3ha 集積率34.0%
　　担い手：3経営体

6 課題と今後の方針等

（課題）

- ・地域計画策定後の農地中間管理機構を活用した農地集積・集約方法について、担い手や新規就農者への周知、情報提供、関係機関との連携などの具体的な取り組み方法の検討が必要
- ・さらなる遊休農地（再生可能・再生困難）の解消に向けた対策の検討が必要

（今後の方針）

- ・令和6年度内に市内全域（残り49地区）の地域計画を策定する。
- ・令和5年4月改正の農業経営基盤強化促進法施行に伴い、令和6年度から農地の利用権設定、所有権移転は、農地中間管理機構を介した手続きへの移行を進める。併せて、法改正の趣旨や手続方法などについてホームページや各種会議等を活用して、農地所有者へ周知する取り組みを行い、令和11年度末までの集積率目標80%に向け、取り組んでいく。

別紙様式①

- ・遊休農地対策として、再生可能な農地については、地域ごとに農地所有者や農地の状況等を勘査した解消方法を検討し、再生困難な農地については、農用地区域も含めた非農地化を併せて検討していく。